

令和9年度からの日本スポーツ振興センター災害共済の加入等について

《日本スポーツ振興センター災害共済の掛金の徴収方法》

令和9年度から共済掛金の徴収方法を変更します。

これまで（～令和8年度）	これから（令和9年度～）
学校 が口座振替等により徴収（教材費等とあわせて徴収）	堺市 が口座振替等により徴収（教材費等とあわせて徴収）

《災害共済給付制度の内容》

○学校管理下※で発生したケガなどに対して、医療費等の給付を行う制度です。

※授業中・校外学習中・部活動中・通常経路での通学中などが含まれます。

【給付の一例】・自分の水筒を落として足の指を骨折

・廊下でこども同士が出合い頭に衝突

・背後にいた友人に気づかず立ち上がり顎にケガをさせた

・怒ってガラスを叩いてケガをした

○令和8年度は、市立学校園のおこさまの**99.7%の方**が加入しています。

○独立行政法人日本スポーツ振興センターが運営しています。

給付の経費（掛金）は、国・堺市・保護者の3者で負担しています。

○加入希望の保護者の方からは、保護者負担分**年額460円**を徴収※します。

※毎年5月1日時点で生活保護を受給されている方、就学援助について4月・5月認定を受けた方、「特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条第1号」に該当する方は、掛金を免除します。

《加入・辞退手続き》

○災害共済給付は大多数の方が加入されており、教育委員会でも加入をお勧めしています。**加入を希望される方**は「スポーツ振興センター加入辞退届」の提出は不要です。

○**加入を希望されない方**は、「スポーツ振興センター加入辞退届」もご提出ください。

※加入されない場合、《災害共済給付制度の内容》に記載している**給付が受けられなくなります。**

＜加入辞退届の提出方法・提出期限＞

手元に口座振替依頼書送付用の封筒がある（茶色で「学校保健体育課指導事務係宛」のもの）



ある

封筒に同封のうえ、送付してください。

（1枚の辞退届で、複数人分辞退していただくことも可能）

（提出期限：令和9年3月末）



無い

堺市教育委員会事務局学校保健体育課保健係まで郵送等で送付してください。

（提出期限：令和9年4月末）

＜担当課＞ 〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号 堺市教育委員会事務局

学校教育部 学校保健体育課 保健係 TEL:072-340-0316

※既に辞退届を提出された方で加入希望に変更されたい方は担当課にご連絡ください。

※堺市立以外の学校園（私立・府立等）の方は在籍校にお問い合わせください。